大阪市告示第805号

令和5年大阪市告示第1557号(介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止)の一部を次のように訂正する。

令和6年6月7日

大阪市長 横 山 英 幸

次の表により、訂正前欄に掲げる告示の傍線を付した部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる告示の傍線を付した部分のように改める。

訂正後	訂正前
介護保険法(平成9年法律第123号)第	介護保険法(平成9年法律第123号)第
115条の15第2項の規定により、指定地	115条の15第2項の規定により、指定地
域密着型介護予防サービスの事業の廃	域密着型介護予防サービスの事業の廃
止の届出があったので、同法 <u>第115条の</u>	止の届出があったので、同法 <u>第78条の</u>
20第2号の規定により別紙のとおり公	<u>115第20号</u> の規定により別紙のとおり
示する。	公示する。

(福祉局高齢者施策部介護保険課)